

平成29年 1月30日
国立研究開発法人
日本原子力研究開発機構
敦賀事業本部

原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん）記録等の 管理不備に関する報告書の提出について

当機構は、「ふげん」の記録等の管理不備に関して、平成28年12月21日付けで原子力規制委員会より報告することを求められた事項*について、本日、原子力規制委員会に報告書を提出しました。

今後、調査で抽出された原因に対して適切に対策を講じ、改善を図るとともに、安全文化の醸成やコンプライアンスを含めた意識の改革、その定着に取り組み、再発防止に努めてまいります。

*「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センターにおける記録等の管理不備に係る対応について(指示) (原規規発第1612212号 平成28年12月21日)」(抜粋)

当委員会は、修正された記録等を特定し、再発防止対策を確認する必要があると考えます。つきましては、貴機構に対し、下記のとおり対応するように求めます。

記

- 1 保安規定等に定める手続を経ずに修正した記録等（保安規定に基づく保存期間内のものに限る。以下同じ。）の有無について調査すること。
- 2 保安規定等に定める手続を経ずに記録等を修正した経緯及び原因について調査すること。
- 3 上記経緯及び原因を踏まえ、適正に記録等の作成、管理が行われるよう対策を講じること。
- 4 1から3の結果について、平成29年1月末日までに当委員会に報告すること。

別紙:「ふげん」記録等の管理不備に関する原子力規制委員会への報告について(概要)

以上

(原子力規制委員会への提出資料)

[「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センターにおける記録等の管理不備に係る対応について\(指示\)\(平成28年12月21日原規規発第1612212号\)」に対する結果報告について](#)

「ふげん」記録等の管理不備に関する原子力規制委員会への報告について(概要)

1. 経 緯

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)は、原子炉廃止措置研究開発センター(以下「ふげん」という。)の平成28年度第3回保安検査において、保守管理の根拠資料として提出した品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)に基づく環境管理課の放出管理用計測器の点検記録について、原子力保安検査官から、平成28年度第1回保安検査時に受領した同記録と記載内容に相違があるとの指摘を受けた。

このため、ふげんにおいて過去の保安検査で提出した記録のうち至近5年分についての写しと現在保管中の原本を照合して確認した結果、同様な記載内容の相違が他の記録にも確認されたことから、これを保安検査官に報告した。このことから、平成28年12月5、6日において、本件に係る原子力規制庁の保安調査が行われた。

保安調査の結果は、平成28年12月21日の第51回原子力規制委員会において審議され、同日付けで、原子力機構理事長に対して「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センターにおける記録等の管理不備に係る対応について(指示)」(原規規発第1612212号)(以下「指示文書」という。)が発出された。

2. 指示文書の内容

指示文書の内容は以下のとおり。

- (1) 保安規定等に定める手続を経ずに修正した記録等(保安規定に基づく保存期間内のものに限る。以下同じ。)の有無について調査すること。
- (2) 保安規定等に定める手続を経ずに記録等を修正した経緯及び原因について調査すること。
- (3) 上記経緯及び原因を踏まえ、適正に記録等の作成、管理が行われるよう対策を講じること。
- (4) (1)から(3)の結果について、平成29年1月末日までに当委員会に報告すること。

3. 報告書の概要

- (1) 保安規定等に定める手続を経ずに修正した記録等の有無についての調査結果

① 調査対象の記録等

指示文書の要求事項に従い、保安規定に定める原子炉施設及び廃止措置

に係る保安に関する記録等（保安規定に基づく保存期間内のものに限る。）を調査の対象とした。また、調査対象期間は平成 20 年 2 月 12 日、廃止措置計画の認可に伴って新たに保安規定が認可された以降、平成 20 年 2 月 12 日から記録の不備が明らかとなった平成 28 年 11 月末までとした。

② 調査の結果

12 月の保安調査前までに確認された 27 件（28 頁）と同様に手続を経ずに修正した記録等が確認された。調査結果を添付資料-1 に示す。

調査により特定された記録等に関しては、先の保安調査前までに確認された 27 件（28 頁）と同様な修正であり、いずれも、不合格のデータを合格にするといった判定基準や管理基準への適合性を左右する修正ではなく、ふげんの原子炉施設の安全性に影響を与えるものではないことを確認した。（調査した総頁数 約 22 万頁）

(2) 保安規定等に定める手続を経ずに修正した記録等を修正した経緯及び原因についての調査結果

① 経 緯

所定の手続を経ずに記録等が差し替えられたことについて、関係者への聴き取りや当該記録等の変更の履歴などの確認等により調査し、問題点の洗い出し、事実関係の整理を行った。

② 原 因

事実関係の確認、聞き取り調査等やふげんに対して実施した特別原子力安全監査における品質記録の確認等に基づき「QMS 及びコンプライアンスに係る認識や意識の問題」及び「QMS の仕組みに関する問題」を原因として抽出した。（添付資料-2 参照）

(3) 経緯及び原因を踏まえ、適正に記録等の作成、管理を行うための対策

抽出された原因から、QMS の認識やコンプライアンス意識の不足が大きな問題であり、これらの問題の改善を図るとともに、その改善状況を継続して適切に維持すること、また、同様な事象が発生しない仕組みの構築が必要である。このため、添付資料-2 に示すように、教育による認識や意識の改善、小集団での事例研修活動の実施、管理体制の強化、要領類の見直し等の対策を講じることとした。

なお、これらの対策については、その実施状況等を定期的に確認し、対策の有効性や見直しの要否を評価するフォローアップを行い確実な展開を図る。

以 上

添付資料-1：品質記録等の調査結果まとめ一覧

添付資料-2：品質記録等の管理上の不備に関する原因と対策（概要）

品質記録等の調査結果まとめ一覧

(1) 記録

- イ. エビデンスとしてデータが添付されているもの等と原本を照合し、不整合があれば所定の手続を経ずに修正した記録か否か、差し替え等の有無を含めて調査した。
- ロ. 上記のエビデンス等との照合に合わせて、記録とこれを定めた文書の様式に相違が有るか無いかを調査した。
- ハ. 職員への聴き取りにより、所定の手続を経ずに修正（差し替え等）した行為の有無を調査した。

※1:保安調査の前(H28.12.4)までに確認されたもの。
 ※2:上記以降の調査で確認されたもの。
 ※3:差し替え前の頁数を示す。
 ※4:修正方法の間違いとして別に不適合として処置する。

	文書名	記録名	記録年度	調査結果		合計頁数	修正の概要
				頁数※1	頁数※2		
1. 環境管理課							
a)	環境監視用放射線計測器類保守点検マニュアル	保守管理記録	25-27	1	16	17	様式番号を改めて、押印し差し替えた
b)	放射線管理用計測器等保守点検マニュアル	原子力施設保全計画	23-25	2 (1※3)	79	81	2頁の記録に表紙を新たに追加し3頁として、体裁を整え、押印し差し替えた
c)	放出管理用計測器保守点検マニュアル	放出管理用計測器の点検・校正結果等	25-27	11	47	58	記録上の点検項目を実際の点検項目に整合させるよう修正し、押印して差し替えた
d)	放射線測定マニュアル	保安規定第48条及び放射線管理要領第39条に基づく測定	26-27	2	156	158	換気系の停止期間を考慮に入れた適正な補正を行った値に改めて差し替えた
e)	検査及び試験の管理要領	検査及び試験の結果の記録	27	4	0	4	確認・評価年月日を検査年月日に合わせ、押印及び署名し差し替えた
	(課内検査要領書に定める様式)	検査前条件確認記録等	27	5	0	5	名称や単位の統一、誤記を修正し差し替えた
f)	承認等手続き手順書	承認書	23	1※4	0	1	承認条件の空欄に「なし」を後日記載した
		報告書	23	1	0	1	該当条項の誤記を正しく改め、押印し差し替えた
2. 設備保全課							
a)	検査及び試験の管理要領	検査員認定表	25	1	0	1	力量付与教育実施日を正しい日に改めて、押印し差し替えた
計				28	298	326	調査した総頁数 約22万頁

(2) 文書

- イ. 上記の記録の調査に合わせて、記録と文書（マニュアル）で定めた様式の整合を改訂履歴毎に確認し、遡って文書を改訂していないかを調査した。
- ロ. 職員への聴き取りにより、所定の手続を経ずに改訂した文書（マニュアル）の有無を調査した。

No.	担当課	文書名	不備の内容
1	環境管理課	放出管理用計測器保守点検マニュアル	当該案件※1(意図的な遡及改訂等を2回実施し、過去の記録の差し替え等を実施した)
2		環境監視用放射線計測器類保守点検マニュアル	追加案件※2(意図的な遡及改訂等を実施し、過去の記録の差し替え等を実施した)

原因

- (1) QMS及びコンプライアンスに係る認識や意識の問題
- ・品質管理に関する重要性等の認識が不足していた。
 - ・安易な修正は可能と認識するなど、コンプライアンス意識が不足していた。
- (2) QMSの仕組みに関する問題
- ① 不適切な記録の修正及び差し替えを事前にチェックする仕組みがなかった。
 - ② 課間相互の情報共有が充分になされておらず、今回の不備が組織として認識されなかった。
 - ③ 記録の修正に関するQMS上の対応方法が明確に判断できる要領となっていなかった。
 - ④ 保安活動を行う要員に対して、QMSに関する力量の設定がなされていなかった。
 - ⑤ 課独自のルールが不徹底となり、ルール遵守の意識が希薄となった。

再発防止対策

- (1) QMS及びコンプライアンスに係る認識や意識の問題の改善
- ① 以下の教育による認識や意識の改善
 - a) コンプライアンス意識の改善・維持のための教育
 - b) 品質記録等の管理に係る理解を徹底させるための教育
 - c) 不適合管理に関する理解のための教育
 - ② 小集団での事例研修活動による継続的な意識の改革、維持
- (2) QMSの仕組みに関する問題の改善
- ① 記録等の確認や不適合への的確な対応のために、各課の品質保証担当者を安全品質管理課兼務者として配置する。
 - ② 課内マニュアルを計算機により一元管理し、不適切な改訂を防止する。
 - ③ 記録修正できる範囲や不適合の対象を要領で明確化する。
 - ④ QMS業務の知識の保有を力量の一つとして設定する。
 - ⑤ 課長承認文書（マニュアル）の改訂手続きを所内で統一する。

対策の有効性フォローアップ

各課における対策の実施状況、記録等の作成や修正の実績とその状況、記録等に係る不適合管理の状況等をQMSの取り組みとして定期的に確認し、対策の有効性や見直しの要否を評価するフォローアップを行い確実な対策につなげていく。